

各独立行政法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査 結果概要（平成 27 年）

厚生労働省労働基準局

調査内容

- 全独立行政法人（98 法人）のうち、労働契約法の適用を受けない行政執行法人（7 法人）を除く独立行政法人（91 法人）に対し、所管各府省を通じて平成 27 年 5 月 27 日時点における無期転換ルールへの対応方針について調査を実施。

結果概要

- 集計の結果は以下のとおり。

類型	該当する法人数（割合） ※小数点第二位を四捨五入
①契約更新に上限を設けない	1 法人（ 1.1%）
②契約更新に通算 5 年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある	2 法人（ 2.2%）
③契約更新に原則として通算 5 年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算 5 年を超える更新を認める	8 法人（ 8.8%）
④職種によって異なる対応を行う	20 法人（22.0%）
⑤無期転換ルールの対象となりうる者はいない	1 法人（ 1.1%）
⑥未定	59 法人（64.8%）

各独立行政法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査 結果概要（平成 28 年）

厚生労働省労働基準局

調査内容

- 全独立行政法人（88 法人）のうち、労働契約法の適用を受けない行政執行法人（7 法人）を除く独立行政法人（81 法人）に対し、所管各府省を通じて平成 28 年 10 月 1 日時点における無期転換ルールへの対応方針について調査を実施。

結果概要

- 集計の結果は以下のとおり。

類型	該当する法人数（割合） ※小数点第二位を四捨五入
① 契約更新に上限を設けない	7 法人（ 8.6%）
② 契約更新に通算 5 年以内の上限を設ける（別途の無期転換制度はない）	1 法人（ 1.2%）
③ 契約更新に通算 5 年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある	5 法人（ 6.2%）
④ 契約更新に原則として通算 5 年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算 5 年を超える更新を認める	30 法人（ 37.0%）
⑤ 職種によって異なる対応を行う	22 法人（ 27.2%）
⑥ 無期転換ルールの対象となりうる者はいない	1 法人（ 1.2%）
⑦ 未定	15 法人（ 18.5%）

各独立行政法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査結果

<調査結果一覧>

No.	法人名	所管府省等	対応状況（平成27年調査）	対応状況（平成28年調査）
1	北方領土問題対策協会	内閣府	⑥未定	⑦未定 【平成28年度中に決定】
2	日本医療研究開発機構	内閣府	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める
3	国民生活センター	消費者庁	⑥未定	①契約更新に上限を設けない
4	情報通信研究機構	総務省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度の整備を検討している 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。その後の対応については検討中	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途、無期転換制度を整備済。 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。また、別途、無期転換制度を整備済。
5	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務省	⑤無期転換ルールの対象となりうる者はいない	⑦未定 【平成28年度中に決定予定】
6	国際協力機構	外務省	②契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度（有期契約職員を対象とした無期契約職員の採用募集）が既にある	③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある別途の無期転換制度の内容：（有期契約職員を対象とした無期契約職員の採用募集）
7	国際交流基金	外務省	⑥未定	⑤職種によって異なる対応を行う 【専門職】契約更新に上限を設けない（原則、無期転換する）：恒常的に専門性が特に高いスタッフを必要とする事業があるため。 【事務職】補助金事業等もあり、雇用の調整措置が必要となる可能性があるため、契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。（要件は整備中）
8	酒類総合研究所	財務省	⑥未定	①契約更新に上限を設けない
9	国立特別支援教育総合研究所	文部科学省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【理事長が特段の事情があると認めたとき】
10	大学入試センター	文部科学省	⑥未定	⑦未定 【平成29年度中に決定予定】
11	国立青少年教育振興機構	文部科学省	⑥未定	⑦未定 【平成29年度中間期頃に決定予定】
12	国立女性教育会館	文部科学省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【契約更新について5年の上限を設けるが、一定の専門的知識、経験を有する者については、当該職員の勤務成績が優秀でありかつ財政状況が許す場合には、常勤職員への身分替え、または、労働契約法第18条に基づく無期転換を行うことがありうるとしている。】

13	国立科学博物館	文部科学省	⑥未定	⑦未定 【平成28年度中に決定予定】
14	物質・材料研究機構	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度の整備を検討している 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度の整備を検討している 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで） なお、通算契約期間が10年を超えた後の無期転換については、検討中である。
15	防災科学技術研究所	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（要件の内容は検討中）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（要件の内容は検討中）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。ただし、研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当する場合は、通算10年まで更新を認めることとし、その後の対応については検討中	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（要件の内容は検討中）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（要件の内容は検討中）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。ただし、研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当する場合は、通算10年まで更新を認めることとし、その後の対応については検討中
16	量子科学技術研究開発機構（平成28年4月に放射線医学総合研究所と日本原子力研究開発機構の一部が統合）	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（理事長が特段の事情があると認めたとき）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【研究職・技術職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【業務運営の事情等により機構が特に必要と認めるとき】
17	国立美術館	文部科学省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【各館からの推薦に基づき、対象職員勤務実績等を評価】
18	国立文化財機構	文部科学省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【業務の性質を勘案し、個別具体の事情を踏まえ更新の有無の検討を行う。】
19	教員研修センター	文部科学省	⑥未定	⑤職種によって異なる対応を行う 【常勤職員】就業規則で5年以内の範囲の上限を設けているが、雇用形態にかかわらずセンターにおける有期労働契約2回以上締結し、契約期間が5年を超える場合、無期転換できることを設けている。 【非常勤職員】非常勤就業規程で任用期間について通算5年以内の上限を設けている。現在、今後の無期転換ルール導入について検討中である。
20	科学技術振興機構	文部科学省	⑥未定	③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度を設けている 【通算5年に達する者のうち一定の要件を満たした者と無期労働契約（60歳定年）を締結する制度（定年制専門職員制度）】
21	日本学術振興会	文部科学省	⑥未定	⑦未定 【平成28年度中に決定】

22	理化学研究所	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度の整備を検討している 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。その他、別途の無期転換制度の整備を検討している	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度を整備した。 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。その他、別途の無期転換制度を整備した。
23	宇宙航空研究開発機構	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度の整備を検討している 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度の整備を検討している。 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（世界の第一線で活躍する極めて優れた国内外の研究者で、イノベーションの創出に資するため研究開発業務に従事する者）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。 なお、通算契約期間が10年を越えた後の無期転換や契約更新等については、現時点では未定である。
24	日本スポーツ振興センター	文部科学省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【要件については検討中。】
25	日本芸術文化振興会	文部科学省	⑥未定	②契約更新に通算5年以内の上限を設ける（別途の無期転換制度はない） 【平成33年以降に施設の大規模改修を予定しており、それに伴う事業及び組織の再構築が必要となる可能性があるため。なお、平成33年度以降の対応については別途検討予定。】
26	日本学生支援機構	文部科学省	⑥未定	⑦未定 【平成28年度中に決定予定】
27	海洋研究開発機構	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職・技術職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。その他、別途の無期転換制度が既にある	⑤職種によって異なる対応を行う 常勤職員については、雇用期間内において、雇用者の申請に基づき、役職員が委員となり開催する審査委員会の結果をもって理事長が認めた場合、転換する制度を導入している。ただし、下記の通り一部例外を設けている。 【外部から資金を獲得して実施する特定業務に従事する研究者、技術者】 契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。（研究開発力強化法の改正に伴い、研究者、技術者については無期雇用に転換する期間が10年まで延長されたことを受け、その期間を最大10年としている。）また、この対象者については無期雇用契約への転換制度を設けていない。 【支援職種のうち、定型業務を行う職種】 現行制度においては、職員の一定の流動性を確保するなどの目的で、本職種においては無期雇用契約への転換制度を設けてはいない。
28	国立高等専門学校機構	文部科学省	⑥未定	⑤職種によって異なる対応を行う 【非常勤教職員（一週間の勤務時間が31時間を超えない非常勤教職員）】就業規則上、契約更新の上限は設けていない。無期転換の制度を措置済み。ただし、予算状況、業務繁忙や今後の業務の見直し等の事情により、採用時または更新時に長期間の雇用が明白でない場合は、個々の労働契約において更新限度を設定することを可能としている。 【有期雇用教職員（フルタイム勤務の非常勤教職員）】就業規則上、契約更新の上限は最初の雇用の日から5年であり無期転換の制度はない。労働契約法の改正前から上限を定めているものである。補助金等によるプロジェクトなど、5年以内の雇用であるため。 【任期付教職員（常勤）】就業規則上、無期転換の制度はない。休業・休職の代替教職員など、5年以内の雇用であるため。

29	大学改革支援・学位授与機構（大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合）	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【教員】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（本人が再任を希望し、教員選考委員会での審査を経て選考）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認めている 【事務職】契約更新に上限を設けない	⑤職種によって異なる対応を行う 【常勤教授】本人が再任を希望し、教員選考委員会での審査を経て選考された場合、または昇任した場合は、通算10年を超える契約更新を認める。 【特定有期雇用職員】主にプロジェクト等による調査・研究業務に従事する職種であるため、5年を超えない範囲内での雇用としている。 【年俸制職員】主に定年を既に迎えている者を雇用するため、5年を超えない範囲内での雇用としている。 【非常勤職員】5年の上限を設けているが、一定の条件を満たした場合5年を超える更新を認める。（一定の条件：業務運営の事情等により機構が特に必要と認めるとき。）
30	国立大学財務・経営センター（統合して大学改革支援・学位授与機構）	文部科学省	③契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（理事長が認める）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	—
31	日本原子力研究開発機構	文部科学省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職・技術職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（業務上の必要性等）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（顕著な業績を上げたと認められる）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職・技術職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（業務上の必要性等）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（顕著な業績を上げたと認められる）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める
32	医薬基盤・健康・栄養研究所	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（勤務成績が良好と評価された場合等）
33	労働安全衛生総合研究所（労働者健康福祉機構と統合）	厚生労働省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある	—
34	労働者健康安全機構（労働安全衛生総合研究所との統合に伴い、労働者健康福祉機構から名称変更）	厚生労働省	⑥未定	⑦未定（平成28年度中に決定）
35	勤労者退職金共済機構	厚生労働省	⑥未定	①契約更新に上限を設けない
36	高齢・障害・求職者雇用支援機構	厚生労働省	⑥未定	③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある別途の無期転換制度の内容：（嘱託としての有期労働契約の期間が通算して3年となる者であって、勤務態度が不良でなく、かつ、一定の条件を満たす者のうち選考に合格した者と無期労働契約を締結する「無期労働契約制度」を平成29年度に導入予定。）
37	福祉医療機構	厚生労働省	⑥未定	⑦未定（平成28年度中に決定）
38	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	厚生労働省	⑥未定	⑦未定（平成28年度中に決定）
39	労働政策研究・研修機構	厚生労働省	④職種によって異なる対応を行う 【任期付研究員】無期転換制度が既にある（3年間の有期契約期間終了後、一定の要件を満たした場合、無期雇用の正規職員に登用する制度を実施している） 【その他の職員】未定	⑤職種によって異なる対応を行う 【任期付研究員】任期を終了した者について、一定の要件を満たした場合、無期雇用の正規職員に登用する制度を既の実施している。（要件：任期中の業績が標準以上の場合） 【事務補佐員】及び【嘱託職員】契約更新に上限を設けず、無期転換制度を導入する。

40	国立病院機構	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（現状の就業規則では、契約更新に原則5年以内の上限を設けているが、再度公募に応募することは可能であり、当該公募により採用され、国立病院機構における雇用期間を通算した期間が5年を超えた場合は無期転換する。）
41	医薬品医療機器総合機構	厚生労働省	③契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（勤務成績が良好と評価され、かつ、健康的にも問題が無い）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある別途の無期転換制度の内容：（5年の契約期間中に、人事評価など一定の要件を満たした場合、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。）
42	地域医療機能推進機構	厚生労働省	⑥未定	⑦未定（平成28年度中に決定できるよう調整中）
43	年金積立金管理運用独立行政法人	厚生労働省	④職種によって異なる対応を行う 【秘書職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力・従事している業務の進捗状況）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【臨時職員】未定	⑤職種によって異なる対応を行う 【秘書職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力・従事している業務の進捗状況）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 【臨時職員、事務支援職員、継続雇用職員】対応を検討中。 ※上記検討にあわせ、秘書職についても必要に応じて見直しを検討する。
44	国立がん研究センター	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（非常勤職員就業規則第3条第3項に、通算した勤務年数が5年を超え、無期転換権の申込みをした場合は、任期の定めのない職員に採用すると規定している。）
45	国立循環器病研究センター	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（非常勤職員就業規則第3条第3項に、通算した勤務年数が5年を超え、無期転換権の申込みをした場合は、任期の定めのない職員に採用すると規定している。）
46	国立精神・神経医療研究センター	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（非常勤職員就業規則第3条第3項に、通算した勤務年数が5年を超え、無期転換権の申込みをした場合は、任期の定めのない職員に採用すると規定している。）
47	国立国際医療研究センター	厚生労働省	⑥未定	⑦未定（平成28年度中に決定）
48	国立成育医療研究センター	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（非常勤職員就業規則第3条第3項に、通算した勤務年数が5年を超え、無期転換権の申込みをした場合は、任期の定めのない職員に採用すると規定している。）
49	国立長寿医療研究センター	厚生労働省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（非常勤職員就業規則第3条第3項に、通算した勤務年数が5年を超え、無期転換権の申込みをした場合は、任期の定めのない職員に採用すると規定している。）
50	種苗管理センター（農業・食品産業技術総合研究機構に統合）	農林水産省	⑥未定	—
51	家畜改良センター	農林水産省	⑥未定	①契約更新に上限を設けない

52	水産大学校（水産総合研究センターと統合）	農林水産省	⑥未定	—
53	農業・食品産業技術総合研究機構（農業・食品産業技術総合研究機構、種苗管理センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所が統合）	農林水産省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】5年の任期中の審査に合格すれば任期のない職員として採用するテニュアトラック制度が既にある	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】5年間の任期中で雇用し審査に合格すれば任期の定めのない職員として採用するテニュアトラック制度を導入している。また、研究開発力強化法による労働契約法第18条の特例を適用し、継続雇用期間が10年を超えた場合に無期への転換申込みを可能とする。
54	農業生物資源研究所（農業・食品産業技術総合研究機構に統合）	農林水産省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】5年の任期中の審査に合格すれば任期のない職員として採用するテニュアトラック制度が既にある	—
55	農業環境技術研究所（農業・食品産業技術総合研究機構に統合）	農林水産省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】5年の任期中の審査に合格すれば任期のない職員として採用するテニュアトラック制度が既にある	—
56	国際農林水産業研究センター	農林水産省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】5年の任期中の審査に合格すれば任期のない職員として採用するテニュアトラック制度が既にある	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に上限を設けない 【研究職】5年間の任期中で雇用し審査に合格すれば任期の定めのない職員として採用するテニュアトラック制度を導入している。また、特別研究員及び研究助手については、研究開発力強化法による労働契約法第18条の特例を適用し、継続雇用期間が10年を超えた場合に無期への転換申込みを可能とする。
57	森林総合研究所	農林水産省	⑥未定	⑦未定 【29年度からの措置を念頭に28年度中に決定】
58	水産研究・教育機構（水産総合研究センターと水産大学校が統合）	農林水産省	⑥未定	⑦未定 【28年度中に決定予定】
59	農畜産業振興機構	農林水産省	⑥未定	⑦未定 【平成29年度上期までに決定】
60	農業者年金基金	農林水産省	⑥未定	①契約更新に上限を設けない
61	農林漁業信用基金	農林水産省	①契約更新に上限を設けない	①契約更新に上限を設けない
62	経済産業研究所	経済産業省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある 【研究職】常勤・非常勤の勤務形態や待遇等を考慮して今後検討	⑤職種によって異なる対応を行う 事務職員については、一定の要件を満たした場合に無期雇用への転換を順次実施。また、研究職員については、フル勤務の常勤職員、勤務日数が限定されている非常勤研究員がいるが、両者とも原則1年間の有期雇用契約であり、研究業績評価等で特に問題なければ毎年更新している。なお、いわゆる雇止めは設けていない。 今後、常勤、非常勤研究職員の勤務形態や待遇等を考慮して検討していきたい。
63	工業所有権情報・研修館	経済産業省	③契約更新に原則として通算3年以内の上限を設けているが、一定の要件（理事長が業務運営上特段の必要があると認めること）を満たした場合に、通算3年を超える更新を認める	④契約更新に原則として通算3年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算3年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算3年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（理事長が業務運営上特段の必要があると認めること）

64	日本貿易保険	経済産業省	③契約更新に原則として通算3年以内の上限を設けているが、一定の要件（3年を超える更新が必要であることを）を満たした場合に、通算3年を超える更新を認める	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（契約の更新について5年の上限を設けるが、当該職員の勤務態度、成績が優秀であり、一定の条件を満たす場合には、選考を実施した上で、通常の職員として採用することとしている。）
65	産業技術総合研究所	経済産業省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。その他、別途の無期転換制度が既にある	⑤職種によって異なる対応を行う 【事務職】 契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある。 【研究職】 契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（研究開発力強化法による無期転換ルールの特例に該当）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）。その他、別途の無期転換制度が既にある。
66	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経済産業省	③契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（業務が長期化した場合で、人事評価と本人の意向を踏まえて認める）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件： （業務が長期化した場合で、人事評価と本人の意向を踏まえて認める）
67	日本貿易振興機構	経済産業省	③契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（正職員への転換を想定し採用する職員（任期付職員、任期付研究員）を対象に、正職員転換審査の上認める）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	⑤職種によって異なる対応を行う 【任期付職員】契約更新は通算5年以内の上限を設けるが、人事評価・能力・勤務状況等を総合的な見地から判断して無期転換を行う制度はある。 【任期付研究員】契約更新は通算5年以内の上限（55歳に達した日以降に採用されたものについては、理事長が認めて実施される研究業務に従事する場合において勤務状況および研究業績が良好と認められた場合は、通算10年以内が上限）を設けるが、人事評価・能力・勤務状況等を総合的な見地から判断して無期転換を行う制度はある。 【嘱託員】契約更新に上限を設けていない嘱託員については、無期転換する要件を検討中。
68	情報処理推進機構	経済産業省	③契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（理事長、理事等で構成される委員会において、業務上の必要性等について審議）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（一定期間優良な業績で勤務した場合、本人の意向を確認の上、理事長の承認を得て無期転換する。）
69	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経済産業省	④職種によって異なる対応を行う 【事務職】契約更新に通算5年以内の上限を設けているが、別途の無期転換制度の整備を検討している 【専門職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けているが、一定の要件（プロジェクトの長期化）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。また、別途の無期転換制度の整備を検討している	③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある。 別途の無期転換の内容：（事務職については勤務成績が良好な者で一定要件を満たした者については、選考を実施して無期転換を行う。また、専門職についても年度内に整備予定。）
70	中小企業基盤整備機構	経済産業省	③契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けているが、一定の要件（要件の内容は検討中）を満たした場合に、通算5年を超える更新を認めることを検討している	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める 「一定の要件を満たした場合に通算5年を超える契約更新を認める」の場合その要件：（契約期間内における勤務成績がきわめて優秀であり、かつ内部登用に係る選考に合格した場合を要件とする。）

71	土木研究所	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（有期雇用制度は、特定の研究テーマの研究や補助的業務を一定期間行わせる場合等に採用しているものであり、長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
72	建築研究所	国土交通省	⑥未定	⑤職種によって異なる対応を行う 【任期付研究員】原則3年間の任期で雇用し、審査に合格すれば任期の定めのない職員として採用するテニュアトラック制度を導入している。 【非常勤職員】特定の研究テーマの研究や補助的業務を一定期間行わせる場合等に採用しており、長期的な有期雇用は想定していないため、契約更新に通算5年以内の上限を設けている。長期的な雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。
73	交通安全環境研究所（自動車検査独立行政法人と統合）	国土交通省	⑥未定	—
74	海上・港湾・航空技術研究所（海上技術研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所が統合）	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（有期雇用制度は、特定の研究テーマの研究や補助的業務を一定期間行わせる場合等に採用しているものであり、長期的な有期雇用は想定していない。長期的な雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
75	港湾空港技術研究所（海上技術研究所・電子航法研究所と統合）	国土交通省	⑥未定	—
76	電子航法研究所（海上技術研究所・港湾空港技術研究所と統合）	国土交通省	⑥未定	—
77	航海訓練所（海技教育機構に統合）	国土交通省	⑥未定	—
78	海技教育機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（業務量の変動等に対応するため、補助的な業務を行う職員については、有期労働契約期間を最長5年（更新を含む）としている。当機構の業務運営を行うに当たって専門的知識を有する職員等の長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、雇用のあり方について検討する。）
79	航空大学校	国土交通省	⑥未定	⑤職種によって異なる対応を行う 教官職や整備・運用・事務（事務補助を除く。）に係る職種の契約職員は、継続的かつ主要な業務を担わせており、契約を更新して雇い続ける必要がある。当該契約職員は、学校運営上必要な専門性を持つ者であるが、定年退職後の者や転勤を希望しない者等、雇用条件面で正規雇用と馴染まないため別途制度を設け、契約職員として雇用している。 一方、事務補助の契約職員は、業務量の変動に対応するため、有期労働契約期間を最長5年（更新を含む）とし、臨時的かつ補助的な業務を担わせており、現時点では長期雇用を想定していない。今後、仮に長期的な雇用の必要性が生じた場合には、更新上限のあり方について検討する。

80	自動車技術総合機構（自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所が統合）	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（当機構では、業務量の変動等に対応するため、有期労働契約期間を最長5年（更新を含む）とし、補助的な業務を担わせており、現時点で長期的な有期雇用は想定していない。 長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、雇用のあり方について検討する。）
81	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（現在運用している有期雇用制度は臨時の業務に従事する職員に係る雇用制度であり、制度設計当初から長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
82	国際観光振興機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（現在運用している有期雇用制度は臨時の業務に従事する職員に係る雇用制度であり、制度設計当初から長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合は、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
83	水資源機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（機構が雇用する有期労働者は、定型的かつ補助的な業務に従事させるため臨時的に雇用するもので、その契約期間は事業の繁忙及び進捗の状況などを考慮して6ヶ月単位を基本とし、契約期間の更新は、その状況などを見定めつつ、最長3年を限度として実施しているため、現時点においては長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合は、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
84	自動車事故対策機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（当法人では、業務量の変動等に対応するため、有期労働契約期間を最長5年（更新を含む）とし、定型的又は補助的な業務を担わせており、現時点では長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
85	空港周辺整備機構	国土交通省	⑥未定	⑤職種によって異なる対応を行う 嘱託（1名）：民家防音事業に関する建設業務などの補助として、専門的知識及び経験を有する者を必要に応じ雇用するため、更新の制限は設けていない。 非常勤職員（3名）：事務の補助業務であり、現時点では長期雇用を想定していないため、契約更新に通算3年以内の上限を設けている。長期的な雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。
86	都市再生機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（当機構では、臨時的に発生する定型的な事務補助業務に従事させる目的で有期雇用者を雇用していることから、雇用期間は最長3年を限度としている。このため、現時点においては長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
87	奄美群島振興開発基金	国土交通省	⑥未定	①契約更新に上限を設けない

88	日本高速道路保有・債務返済機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（機構が雇用する有期労働者は、定型的かつ補助的な業務に従事させるため臨時的に雇用するもので、その契約期間は事業の繁忙及び進捗の状況などを考慮し、最長3年を限度として実施している。このため、現時点においては長期的な有期雇用は想定していない。長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
89	住宅金融支援機構	国土交通省	⑥未定	④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。 その要件：（当機構においては、業務量の変動等に対応し、補助的な業務を臨時的に担わせるため有期労働者制度を活用しているところである。このため、当該法改正以前より有期労働契約期間を最長3年と規定しており、従前から長期的な有期雇用は想定していない。 長期的な有期雇用の必要性が生じた場合には、無期労働契約への転換も含め、更新上限のあり方について検討する。）
90	国立環境研究所	環境省	④職種によって異なる対応を行う 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、 ・研究開発力強化法の特例に該当するポストについては、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）とともに、 ・同ポストのうち、一定の要件（理事長が必要と認める）を満たした場合には、通算10年を超える更新を認める 【事務・技術職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（理事長が必要と認めるポスト）を満たした場合には、通算5年を超える更新を認める	⑤職種によって異なる対応を行う。 【研究職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、 ・研究開発力強化法の特例に該当するポストについては、通算5年を超える更新を認める（通算10年まで）とともに、 ・同ポストのうち、一定の要件（理事長が必要と認める）を満たした場合には、通算10年を超える更新を認める 【事務・技術職】契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件（理事長が必要と認めるポスト）を満たした場合には、通算5年を超える更新を認める
91	環境再生保全機構	環境省	②契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度（1年以上勤務した任期付職員等を対象とした内部登用試験）が既にある	⑥無期転換ルールの対象となりうる者はいない